

附属機関等の概要

(令和8年4月1日現在)

附属機関等の名称	浦安市行政不服審査会
設置根拠	行政不服審査法第81条第1項
設置の趣旨、必要性等	行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件に関し、中立的な立場から調査審議し、答申する必要があるため
設置年月日	平成28年4月1日
所管事項	審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁に主張等を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をする（行政不服審査法第74条）。
公開、非公開の別	原則公開 ・原則非公開
非公開とする理由	審査請求人・参加人等の個人を識別する情報を用い、個人の権利義務に係る内容を調査審議するため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第23条ただし書
委員の人数・任期	3名 2年
委員の報酬	会長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額
所管部署	総務部法務文書課 政策法務係 電話047-712-6124（直通）
備考	

委員名簿

氏名	職等	男女	備考
下井 康史	千葉大学大学院教授	男	会長
永治 衣理	弁護士	女	
鶴田 彬光	弁護士	男	